

利用料金表

デイサービスのあの方

令和6年6月1日より

(1) 利用料

[基本料金]

① 第1号通所事業（通所介護相当サービス）

利用者の要介護度	基本利用単位	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	436単位（1回につき）	442円	884円	1,326円
	1,798単位（1月につき） ※1月の利用回数が4回を超えた場合	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援2	447単位（1回につき）	447円	894円	1,341円
	3,621単位（1月につき） ※1月の利用回数が8回を超えた場合	3,621円	7,242円	10,863円

- (注1) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地の沼津市は7級地のため、単位数に10.14を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。
- (注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額をご負担いただることとなりますのでご留意ください。
- (注3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

[加算・減算]

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

② 処遇改善加算

処遇改善加算III	所定単位数8.0%を乗じた単位数で算定
-----------	---------------------

[その他の料金]

料金の種類	金額
特別な食事の費用	実費
通常の事業の実施地域を越えて行う送迎サービス	通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1キロメートルごと 50円／km
食事の提供に要する費用	昼食代 575円／回、おやつ代 102円／回
教養娯楽費	行事に係る相当な費用（実費）
特別な行事費	実費
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。